

大館市プレミアム付商品券事業 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大館市プレミアム付商品券発行事業実施要綱（令和4年4月1日施行）及び大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号）に定めるもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、大館市（以下「市」という。）とする。

(商品券の名称)

第3条 本事業において発行する商品券の名称は、「大館市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）」とする。

(事業の実施)

第4条 市は、プレミアム分を付与した商品券を発行するものとし、その発行、販売及び換金等に関する業務は、大館商工会議所（以下「商工会議所」という。）が受託して行うものとする。

(商品券の種類)

第5条 商品券の種類は、全ての加盟店で使用できる「共通券」、小売店舗面積が1,000m²以下の取扱店でのみ使用可能な「一般事業者専用券（以下「一般券」という。）」、飲食店・宿泊・タクシー・運転代行事業者でのみ使用できる「飲食店・宿泊・タクシー・運転代行事業者専用券（以下「専用券」という。）」の3種類とする。

(商品券の組み合わせ及び販売金額)

第6条 商品券の額面は1枚につき1,000円とし、共通券5枚、一般券6枚及び専用券2枚計13枚で1セットとする。販売価格は1セット10,000円とし、セット単位での販売とする。

(商品券の購入申込み)

第7条 商品券の購入申込みできる者は、令和4年5月1日時点の市の住民基本台帳における世帯主とする。

2 商品券の購入申込みは、令和4年5月1日から令和4年5月15日までに大館市商工課へ郵送または電子申請による申込みを行うこととする。なお、郵送については、同日の消印までを有効とする。

(商品券の購入申込み限度)

第8条 商品券の購入申込み限度は、1世帯あたり5セットまでとする。

(引換券の交付)

第9条 市は、購入申込みのあった者で要件に該当した者に対し、購入セット数を記載した商品券の引換券を郵送により、商品券の販売開始までに交付する。不着又は紛失等により引換券が届いていない、または無い旨の申し出があった場合、市は、当該申し出者に対し、本人確認及び交付の事実を確認したうえで、再交付の表示を施した引換券を交付する。

(商品券の販売)

第10条 商品券の販売は、令和4年6月15日から令和4年6月19日までとする。但し、状況に応じて、市及び商工会議所が協議のうえ変更することができる。

2 販売従事者は、引換券を持参した者に対し、引換券を受け取り、商品券を販売するものとする。

(商品券の販売場所)

第11条 商品券の販売場所は、商工会議所の事務所内に設置する。ただし、必要に応じて事務所以外の場所に販売所を設置することができる。

(商品券の有効期間)

第12条 商品券の有効期間は、令和4年6月15日から令和4年9月30日までとする。

(商品券を取扱いできる事業者)

第13条 商品券を取扱いできる事業者は、市内の商工業者のうち、商工会議所または大館北秋商工会（以下「商工会」という。）に申込みをし、登録通知を受けた事業者（以下「取扱店」という。）とする。市内に複数の事業所を有する場合は、事業所毎に承認を受けるものとする。

2 取扱店の登録後、商品券の有効期間が経過するまでの間に脱退する必要が生じた場合には、取扱店は商工会議所又は商工会へ届け出るものとする。

3 商工会議所は、取扱店にのぼり旗を交付する。ただし、本業務の実施以前に同様の事業でのぼり旗が使用に支障がない場合は、その限りではない。

(商品券の使用可能な範囲)

- 第14条 商品券の使用可能な範囲は、取扱店が取扱う商品等のうち、下記のものを除くものとする。
- (1) 有価証券、金券、商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いもの
 - (2) 出資、債務、振込手数料
 - (3) たばこ
 - (4) 性風俗特殊営業等にかかる支払い
 - (5) 風医療費、介護費等にかかる支払い
 - (6) 電気・ガス・水道料金等の公共料金
 - (7) 国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブルを含む。）

- 2 商品券は、額面以上の商品購入又はサービス利用（以下「商品購入等」という。）の場合のみ利用できる。ただし、商品購入等の金額が商品券の額面未満の場合に、その差額請求の権利を商品券利用者が放棄する場合はこの限りではない。

(商品券の払い戻し)

- 第15条 一度販売した商品券は払い戻しすることはできない。

(使用済み商品券の取扱い)

- 第16条 商品購入等に使用された商品券は、商品券の再使用を防止するため、当該商品券を取扱った取扱店において、商品券の指定された箇所を速やかに切り落とすこと。

(使用済み商品券の換金)

- 第17条 使用済み商品券を換金しようとする取扱店は、請求書に使用済み商品券を添えて、商工会議所または商工会の事務所に開設された換金窓口に直接持参し提出するものとする。
- 2 商工会議所又は商工会は、換金請求書を受理した場合、小切手により即日支払うものとする。ただし、1請求あたりの換金額面が100万円以上の場合は、請求書の受理日から起算して3営業日以内に支払うものとする。
 - 3 使用済み商品券の換金受付時間は、午前9時から午後4時までの間とする。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
 - 4 使用済み商品券の換金受付期間は、令和4年6月20日から令和4年10月21日までとする。

(使用済み商品券の換金手数料)

- 第18条 使用済み商品券の換金手数料は無料とする。

(取扱店の責務)

- 第19条 取扱店は、商品券の利用者から見やすい場所に、第13条第3項に規定するのぼり旗を掲示するものとする。
- 2 取扱店は、商品券の偽造又は不正使用が明らかに判別できる場合には、商品券の利用を拒否するものとする。

(禁止事項)

- 第20条 本商品券事業では次の各号に該当する事項を固く禁ずる。
- (1) 第14条に規定する商品券の使用可能な範囲を超えた利用
 - (2) 商品券の現金交換
 - (3) 商品券によるつり銭
 - (4) 商品券の再使用

(取扱店の登録取消し)

- 第21条 取扱店が本実施要領に違反する行為の事実が確認された場合、商工会議所または商工会は登録を取り消すことができる。

(その他)

- 第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市及び商工会議所両者による協議のうえ、定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。